

# 平成29年度環境影響評価審査会（第7回）の質疑等概要

平成29年12月／環境立県推進課

## 【総括的事項】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	沈砂地や流量などをはじめ、各種質疑において「詳細が分かっていない」と回答を保留されるものがある。「詳細が分かっていない」というのはおそらくそのとおりだと思うが、規模感がイメージできず、事業者の想定と委員の想定にずれが生じている可能性もある。はっきりした回答でなくてよいので、既存の事業事例などから規模等のイメージを共有できるような説明をいただけたらもう少し議論がしやすいと思う。	ご指摘のとおりと思う。 本日はそういった準備ができていないが、今後、例示にはなると思うが、お示しできるよう準備したい。
2	新しい（前例のないような）調査法も含めて詳細に調査を行ってほしい。（コメント）	—
3	県の電力自給率の向上は良いことだが、それにより環境影響が生じては元も子もないので、十分に調査を行ったうえで進めてほしい。（コメント）	—
4	資料1-1番号1（最大影響で予測評価すべき）への見解で“こちら”の考え方でやります」と発言されたが、これはこの番号1の意見に沿わないという趣旨か。	いただいた意見のとおり、保守的な条件、影響が最大になる諸元で影響を予測評価していくという趣旨の見解である。
5	資料1-1番号5（地域住民への説明）において、まずは区長に説明するという見解を示されたと思う。まずは区長に説明した後に住民に説明するということか。あるいは区長には場所や日時の設定について相談し、住民と併せて説明を行うという趣旨か。	区長に相談のうえ区民に説明を行う。なお、その中で区長から自身に対して事前に説明をとの求めがあれば説明を行う。 少なくとも区長から区民に対する説明の求めがあれば実施する方針である。
6	いくつかの質問で「説明会」について説明されたが、説明会は出向かなければ聞くことができない。中には聞きたいけど出向くことができないという方もあると思う。こういった方への対応はどのように考えているか。	まずは地区単位等の地域住民の近くで説明会を開催することで、説明会参加のハードルを下げられればと考えている。また、各種事情により説明会への参加が困難な場合には、要望があれば個別に伺って説明を行う方針である。 一方でそういった要望を全て洗い出すような方法についてはどのように行えば良いか悩みどころでもあり、アドバイスなどいただければありがたい。
7	（本書番号6の回答を受けて）配布する説明会の案内文などに「説明会に参加できない場合に個別説明に伺います」といった一言を記載するなど希望をくみ取るやり方はあるのではないかと。	—
8	（本書番号6を受けて）障害者や年寄りなどで説明会に来られないような方への説明・配慮も十分お願いしたい。また音に関して過敏な方もいる。特に若い人の意見を聞いていただきたい。	資料1-1番号3、4への見解で示したとおり、病院等への説明も検討していく。 説明会では仕事の都合等もあつて若い方の参加が少ない傾向があるので、そこへの配慮も考えていきたい。
9	資料1-1番号8（風車と住居の離隔500mの根拠）で、全国各地のガイドラインを参考にされたということだが、例として上げられた浜松市などは平坦な地形で、今回の計画地とは状況が異なる部分があるのではないかと。	浜松市の南部は平坦だが北部には山地が広がっている。

【大気質、騒音・超低周波音・振動】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
10	資料1-1番号18(騒音の予測地点の根拠)直近民家は山際なので調査地点に選定していないとの説明であったが、たとえ音が小さいとしてもやはり直近民家への影響気になると思うがどうか。	現時点で民家(私有地)であり、そこまで地元と協議ができていない。勝手に調査地として選定することができないため、現時点では風車を見通すことができる地域を代表する地点として公民館などを選定しているところ。 また、個別の民家を調査地点とすると他からも際限なく手が上がることも考えられる。 なお、地域とのコミュニケーションにおいて調査地点を追加・修正していくことは考えられる。
11	資料1-1番号8(風車と住居の隔離500mの根拠)で、H22に環境省が収集された(各自治体の)ガイドラインを参考にされたということだが、当時に比べて発電機は大きくなってきているのではないかと。発電機が大きくなることにより騒音や低周波音は大きくなってきているのか。あるいは改良により少なくなっているのか。	傾向としては、風車が大きくなることで発生源から発生する騒音は大きくなる。一方で低騒音型のブレードや風車の構造の改良等による工夫で騒音の低減がなされているというプラスとマイナスそれぞれがある状況。 なお、H22には日本国内で既に3MW(採用しようとする最大単機出力)の機種を導入はあったと認識している。

【水環境】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
12	資料1-1番号25(沢水の畜産利用への留意)への見解について再度説明されたい。	風車の位置、土捨場等の位置を考慮しながら、住民や関係者へのヒアリング等により把握に努めたい。

【動物・植物・生態系】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
13	資料1-1番号31(猛禽類と生態系調査)クマタカ以外のフクロウなど生態系の上位種が確認された場合、その種についても行動範囲や行動時間(夜間等)を踏まえて調べていただければと思う。	鳥類の猛禽類の項目でクマタカ・フクロウの行動圏も確認していく。また、フクロウの調査においては夜間調査も行う。
14	動物あるいは植物への(音の)影響もあるかもしれないので、しっかり調査してほしい。	有識者、関係保護団体の方と意見交換をしながら進めていきたいと考えている。
15	P127の図で、土砂防備保安林に発電機の設置が計画されているが、発電機の設置位置をずらすのみでなく、森林を伐採しないような検討が必要ではないかと思う。 どのように回避する方針であるのかももう少し具体的に教えてほしい。	ご指摘のとおり、発電機の位置を移動するのみでなく、保安林の地域を極力変更しないように検討していきたい。
16	事業者配付資料の知事意見No12で保安林などは事業地として選定しないなどの対応を行うこととする意見に対して、“極力”除外するとの見解を示されている。この“極力”の意味は何か。選定する場合があるということか。	各保安林等の指定地と共存可能な場合もあると考えている。現に保安林内での作業許可や指定解除が行われた事例もあると承知しており、その指定目的が達成されることを前提として、事業に必要な場合は関係機関と解除できるか否かを協議することになるという意味である。

【景観】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
17	資料1-1番号43(夜間の景観)で、夜間のフォトモニターを作成することだが、特に光の点滅による影響が気になっている。この点がイメージできるよう、できれば動画によるイメージも作成いただければと思う。	法令に基づき設置する航空障害灯はご指摘のとおり点滅するもの。これに対する予測が静止画によるものでよいかは議論すべきところであり、検討する。

18	(資料1-1番号39 関連) シークエンス景観は動画で作成するため、図書への掲載が難しいとの話があったが、図書に載せないとすれば図書の意味がなくなる。何か載せ方を検討すべきではないか。	<p>フォトモンタージュと同じような形となるが、動画を切り取ったような形で図書に掲載したい。</p> <p>なお、審査会や説明会では動画をお示ししてイメージしやすいよう説明することを考えている。</p>
19	(資料1-1番号40~42 関連) 見解において「有用な景観」という表現をされたと思うが、具体的にはどのようなものを意図しているか。	<p>風車の景観をポジティブに考える方、ネガティブに考える方がいると思う。フォトモンタージュや動画を提示し地域で議論していただき、ポジティブに捉えていただけるような配置・形状等を検討できればという意図で「有用な景観」と表現した。</p>
20	(資料1-1番号41,42、本書番号19に関連して) ジオパークの関係でも意見が出ていた。地域が景観をポジティブに捉えていたとしても、4年ごとの見直しで取り消しとなれば非常に困ることになると思うので、重く受け止めることが必要。	<p>自然景観という部分がジオパークで評価されているという点は重く受け止めて、フォトモンタージュをはじめとして景観の変化をイメージしやすいような手法で示したい。</p>
21	資料1-1番号41(ジオパークエリアの景観と事業終了後の景観の復元)で事業終了後の景観の復元までの計画は結局示されるのか。	<p>今後検討していくという回答としているところ。意見を出された鳥取市と調整し、どのように計画するか調整していく。なお、基本的には事業終了後は現況の景観に戻すと考えている。</p>

#### 【図書への指摘】

番号	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
22	P370 及び P375 の表のタイトルが「事象者の対応」となっているが「事業者の対応」の誤りである。	誤りであり、訂正する。